

← starts here

Sugizaki  
~~(1st page missing)~~

II 1. 当時 GHQ の高度な政治権能と機構から考えて、個人的に「戦争に関する見解」が具中であったかどうか疑問です。

GHQ の指令の具体的な実施者は日本政府・都道府県でした。指令の受領・実施状況の調査・報告は厳密に実施していましたが、何かの機関や団体の評認可算の事務は行政庁の権限でしたが、その過程で軍政部にチェックされて見解を弁明を求められることになったと考えられます。

個人が対象となった指令では、1945.10.30 の「教員および教育関係者の調査・除外・認可に関する件」の指令と 1946.1.4 の「好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書」であります。

前者「教職適格審査」の不適合指定者は、

(1) 講義・講演・著述・論文等で、侵略主義、好戦的国家主義、独裁主義、ファシズム等全体主義を鼓吹し、なり宣伝に積極的に協力した者など

(2) 職業軍人、10年以上本業としていたもの

- (3) 特定大学・市内学校・学科の卒業者、
- (4) 大政翼賛会・大日本翼賛青年団・在郷軍人会の有力分子（市町村支部長以上）等が指定されました。

### 公職追放でけ

- (1) 陸海軍の本職職員・特高警察関係者
- (2) 極端な国家主義的団体・暴力主義団体・秘密復讐団体の有力分子
- (3) 大政翼賛会・翼賛政治会・大日本政治会の活動にかける有力分子
- (4) 極端な軍国主義者や国家主義者

以上具体的に対象の焦点をみて、経歴・省書・証拠物件（著書・講演記録）等調査表を提出させて審査しました。とくに、教職員・教育に関係しようとするすべての者が審査を受けました。

- ・ 幼稚園の再開をGHQに申請したということに理解がとまらなかったが、当時英語が達者で軍政関係者と接触があったようであるから、再会実現の助言を依頼したか、アドバイスがあつた事情書

と提出したことは考えられます。(申請書の表  
題が不明ですから推測の域をとおしませんか)  
正規の申請書でしたら必ずといってよい程度に  
字に保存されるべきですがいかがですか。

申請人が戦争をサポートしたと書いたら  
当然認可されません。そのどころか通格審  
査と抵触するおそれもあります。

戦争中一部の宗教学者の中には国家主義を鼓吹  
した人もいます(とくに神道関係者)もありましたが、  
真摯な仏教徒であった鈴木老師はそのような  
言動はしていないことがありません。むしろ仏教の  
平和主義・人道主義を徹してあられた方のように  
みえ、内心の苦悶を痛めてあられたのでけ  
るかと察せられます。

僧侶が教師としてけりうら子ということはありません。  
戦後教員が極度に不足したとき、僧侶の多くが教  
員免許を有していたので、かなりの人たちが教壇へ立  
ちました。各学校(殊に中高校)にけ必ずといって  
よい程僧職の教員がいました。

教育基本法に、特定宗教のための宗教教育又は兼教  
活動(国公立学校にけ)は禁止していますが、教員兼職

との関係ありません。

GHQ (東京) → 地方軍政部 (静岡)



指令の徹底 監視

日本政府・省庁 → 県 → 本支機関

杉崎 欽一

054-

〒425 焼津市 中里 568-3

TEL 827-1320

David:

I rec. this a couple of days after I sent the first one. This man is the father of one of my students. He is a retired high school teacher & principal, and is now the head of some sort of historical committee. His son tells me he is willing to cooperate more if you want to follow-up. Please send him a sincere thank you note as soon as you can. (after)

Kink